

## 扶養親族の付け替え

**親**や子どもの扶養親族の所属を、親族の間で付け替えることがあります。例えば、夫婦ともに給与所得者で、子供が一人いたとして、子供は父親の扶養に入っていたが、父親が不景気でリストラされてしまい、収入を得られる見込みがなくなったため、母親の所得から扶養控除を行いたいというような場合です。

**法**令では、その扶養親族を他の家族に付け替えることは、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を会社に提出することによって、いつでも可能です。また、父親と母親がともに確定申告をする義務のある者であれば、1年の中、どの時期に変更したかにかかわらず、翌年3月の

確定申告時に、どちらの扶養親族として申告するのか、選択することができます。

**二**一般的に扶養親族は、生計の一の家族の中で、収入が多い人が受けたほうが有利になりますが、扶養親族の付け替えも、親族間の話し合いで選択することが困難な時があります。別居や離婚後、養育費その他の費用を負担している父と、日常の起居を共にしている母とがいるような場合です。話し合えない場合にどちらの扶養親族とするかは、どちらが主要な扶養者かで決するのが本来と思われますが、規定は、「扶養控除等申告書」などの提出先への着順を大原則とし、それが不明なときは、所得の大きい者の側に帰属す

るものとされています。

**し**かし、夫婦の一方が、別居や離婚後、就職して新たに働き始めるというような場合に、そもそも先着順を争う前提条件がないですから、子の帰属をめぐる争いがある場合には税法は中立の立場になく、アンフェアと言わざるを得ません。さらに、「扶養控除等申告書」は給与所得者の提出する書類で、通常その年の前年末に提出するのに対し、事業所得や不動産所得で収入を得ている人は確定申告書などの提出によってしか扶養親族に関わる届出をする機会がなく、確定申告書はその年の翌年2月16日以後に提出するものですから、扶養控除に係る届出書類の提出の時間的先後を争う機会の平等はまったく保証されておりません。制度の割り切りなのかもしれません、再考の必要がありそうです。

英雄とは自分のできることをした人である。ところが、凡人はそのできることをしないで、できもしないことを望んでばかりいる。

(フランスの思想家  
ロマン・ロラン)



「節分や流転重ねし豆の  
数 美津夫」  
1月に続いて2月も税務  
の忙しい月になります。  
今日は贈与税の申告が1  
日から、所得税の確定申告  
が16日から始まります。  
給与所得者であっても、  
年末調整を受けなかつた人、  
年収が二千万円を超える人、  
二か所以上の会社から一定  
額以上の給与を得ている人  
などは確定申告が必要です。  
4日立春、  
19日雨水。

### 2月の税務メモ

#### (国 稅)

- 贈与税の申告(2月1日より3月15日まで)
- 1月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
- 所得税の確定申告、損失申告（2月16日より3月15日まで）
- 12月決算法人の確定申告
- 6月決算法人の中間（予定）申告

#### (地方税)

- |                  |  |
|------------------|--|
| 10日              | ○1月分個人住民税特別徴収分の納付                                    |
| 16日より            |  |
| 28日<br>(地方条例による) | ○12月決算法人の確定申告<br>○6月決算法人の中間（予定）申告<br>○固定資産税、都市計画税の納付 |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。